

学校法人立命館理事ならびに関係者の皆様へ 私の自戒も込めて 2005年以降の立命館で起こった異常事態と今後

2011年5月22日 元立命館総長理事長室室長 鈴木元

現在、日本ベンクラブ会員・日本ジャーナリスト会議会員(記者) かもがわ出版取締役
中国(上海)の同済大学アジア太平洋研究センター顧問教授
日本モンゴル政治経済懇話会理事

目次

はじめに

1. 一時金問題
2. 人事問題
3. 「退任慰労金」問題
4. 「特別転籍問題」と「裏切り」
5. 一時金問題の解決を巡って
6. 「退任慰労金」問題の解決を巡って
7. トップダウンとボトムアップ
8. 2008年、評議員選挙における違反問題
9. 足羽問題
10. 茨木問題
11. 総長選挙と人事問題
12. 全学合意と理事会のあり方について
13. 今後のいくつかの問題

さいごに

はじめに

私は2010年度の4月から、理事ならびに関係各位に立命館で起こっている黙過できない事態と私の意見を、その都度お知らせしてきました。

私は2009年3月末までは学校法人立命館(以下、立命館)の総長理事長室室長を務め、立命館のすべての機関会議に出席していました。しかし2009年度は事実上、大阪初芝学園副理事長に専念していましたので、立命館には週に一二回、長田豊臣理事長(以下、長田理事長)と打ち合わせに来る程度でした。

その際、私は私立学校法の趣旨ならびに立命館の運営の原則から、「これは問題である」と思った事に関して、長田理事長に率直に是正を進言しました。しかし残念ながら私が進言した多くの原則的問題は是正されず、私が危惧したように混乱と不団結を拡大しました。私の反省点は会議に出席していないために長田理事長のみに口頭で進言をしていて理事会構成員の共通認識にできていなかったことです。

私は、2010年3月末で立命館を退職しました。私は退職した組織についてあれこれ言うつもりはありませんでした。ところが2009年末頃からいくつかの問題が発覚し、「これは良くない、こんなことが続けば立命館は社会的信用を失う」と思うと同時に、過去の経験から長田理事長に面談を申し入れ、口頭進言するだけでは事態は是正されないだろうと思いました。

さりとて私の知り合いのジャーナリストを通じて、マスコミに発表して外部からの社会的批判によって是正を迫るというやり方は、是正の力にはなっても、立命館のダメージも大きいだろうと考えました。そこで「長田理事長への口頭進言」と「マスコミ発表」の中間をとって「理事の皆様ならびに関係各位へ」という文書として、関係者に送付させていただきました。

2010年度には過去からの問題だけではなく、新たに「元サッポロビール茨木工場跡地」(以

下、茨木)購入問題が突然浮上し、立命館大学の教員・学生の過半数を超える5学部の教授会が3度にわたり「拙速な購入決定に反対」の決議を上げているにもかかわらず、学外理事も参加した理事会で多数決によって購入を決定するという立命館の運営上歴史上初めての異常事態が生じました。

現在、学内では茨木購入を推進した人々によって「既に茨木は購入した。反対した人も含めて、決定されたことを踏まえて、これをどのように利用するかで団結して当たらなければならない」などと主張され、新たな混乱を招きつつあります。同時に「お金のいる内に、わが学部・研究科も必要なものを獲得しなければならない」との主張も起こり、学内は基金食いつぶしの公然・隠然の獲得競争が起こっています。

外から見ていて、現在の立命館の混迷は異常です。かつて日本一を誇った志願者数も今では関西大学にも抜かれ10位以下に下がりました。大学の総合ランキングでも20位以下になっています。「登るのは大変であるが、落ちるのは早い」「一度落ちると、簡単には上げられない」の言葉通りの事が、今の立命館に起こり始めています。

結局2005年の春闘における「一時金一カ月カット」を契機にして起こった、学園の混乱と不団結はさらに広がり、社会的に「もめている大学」との評価が形成されつつあります。この間、私が幾度となく言ってきたことですが、現在の立命館は、当面まず学内の混乱と不団結の要因を取り除き、団結を取り戻して前に進めるようにすることです。

こうしたことから立命館の校友の一人であり、元総長・理事長室室長の任にあった者として、2005年以降の経緯と問題点について私の自戒も含めて記し、今後の学園正常化の取り組みの何らかの参考にしていただきたいと思います。この文書を書いたしだいです。

私の2010年度の一連の文書では、川本八郎前理事長に対する批判は差し控えてきました。

それは1960年代末から1970年代初頭にかけての学園紛争時に、私は学生代表、川本氏は組合代表としてお互いに命をかけて学園の正常化に向けて闘った間柄であったこと。また1979年以降の立命館の改革において川本氏が大きな役割を果たしてきた事に対する私なりの敬意と配慮の証でした。

しかし2005年以降の立命館の混乱と不団結を是正し学園の正常化を図ろうとした時、混乱と不団結の契機となった一時金カットと慰労金問題での川本氏の責任、ならびにこの間、混乱と不団結をさらに拡大した長田理事長、森島朋三総務担当常務理事(以下、森島常務)を後継者として推挙・任命した川本氏の責任について全く触れないわけにはいかないと思いました。したがってある面では断腸の思いで書いた面があります。

しかし母校を愛する一人の校友として、総長理事長室室長として学園の中核にいた者として、そして社会正義を追求してきた一人のジャーナリストとして、学園の正常化を図るためには、私自身の自戒の念と同時に、川本前理事長の責任についても言及し、川本氏が自らの後継者として長田理事長、森島常務を推挙した責任を自覚し、長田氏にたいして理事長の辞任と、森島常務解任を説得する責任があると考え書きました。

この文章はあくまでも鈴木元個人の責任で書いたものです。多忙な仕事の間に、とりあえず私の記憶に基づいて時間内で書いたものですので、不十分さは免れないことを自覚しています。しかし誰かが忌憚のない意見の口火を切らなければ本質的な議論、学園の正常できないと思って書きました。

「また、鈴木が書いている」と思って読まない人がいても構いません。しかし「あの時点で、確かに鈴木さんが書いていた」と思い出して、扱っていただく人が一人でも出ることを期待しています。なお私は、今回の文書の発表を契機に、より詳細、かつ原理原則を踏まえた説明を行った独自の本を出版する予定にしています。

読んでいただく最小限の前提として知っておいていただきたいのですが、私は1996年12月1日付で京都の中堅出版社である「かもがわ出版」の編集長代理から立命館に転職しました。その時、私は既に52歳であったので、後のことをあれこれ言うべきではないと考え、川本氏に「人事と組織については口を出しません」と言いました。そして実際、川本氏もそして当時総長であった大南正瑛氏も人事や組織の在り方について私に声をかけることはありませんでした。

た。

私は1997年4月以来、当時の調査企画室の事務責任者を皮切りに教学部、国際部の事務責任者を経て2004年に新設された総長理事長室室長に就任しました。そして1997年4月から、理事会を含めて全ての機関会議に出席し、報告・提案などを行ってきましたが、退任まで理事などの役員ではなく、制度的にはあくまでもオブザーバー参加でした。

なお今回の文章を含め、今日までの文章は、私が在任中のことかかわって進言した文章でもありましたので、当事者的立場での文章となっていました。今回の文章を最後に、今後、書く場合は、一人のジャーナリストとして客観主義的な報道、論評として書くことにします。

以下、文書表現上「である」調で記します。

(1)一時金問題

2005年の春闘を前にして、その回答案の検討が行われた。

私は上記したように96年12月1日に立命館に転職したので、この年の冬の一時金はもらっていない。97年の夏の一時金支給時に「年間6.1カ月プラス10万円」という額を知って「これは問題である」と思った。大学教員を含めて学園の構成員は高学歴者で構成されているので年俸が高いのは説明がつく。しかし基本的に学費と補助金で成り立っている私立大学の教職員の一時金の月数が、人勧に比べて極端に高いのは社会的説明がつかなくなるだろうと思っていた。

したがって一時金の月数は減らし、減らした分を何らかの形で再配分し、年俸は維持する工夫をすべきでないかと思っていた。しかしこれは総務の担当分野であるので、そのことについて私は会議などで特段の意見は述べてはいなかった。

検討会が開かれた。多分、川本理事長と長田総長の間では打ち合わせが行われていたのであろうが、川本理事長から「6.1カ月プラス10万円と言うのは社会的水準に合わない。思い切って1カ月ぐらい減らすべきである」との発言があった。続いて長田総長から「ただ1カ月減ずるのではなく、その分を研究費や教育費を中心に再配分したい。ただし一律平等に配分するのでは意味がないので、研究・教育実績の評価に基づいて配分したい」と表明された。

私は組合の一部の人とは意見を異にするが、二人の意見を統合した場合「一つの意見としては成り立つもの」と考えたので、この時にはあえて異を唱えなかった。「教学部と研究部、総務部で具体化を図る」ことで検討会議は終わった。

私は、基本給プラス研究や教育の実績に基づく評価給を支給するという考えは必要だと思っていたし、現在もそう思っている。しかし日本の大学でその具体化を図る事は容易なことではない。相当な事前の準備が必要である。とりわけこの春闘において一時金をカットすること、それを主たる財源として研究・教育に評価給を設けるというやり方の合意形成は難しかった。

教学部と研究部が中心となり担当部門である総務部と調整し、第一段階の原案が作られた。それは研究分野において評価給を導入することと研究費の大幅増などであった。しかしその財源として、一定の追加資金を入れるにしても主たる財源は一時金を1カ月カットした分であったことなどから、教授会での合意が得られず結局まとまらなかった。その結果、一時金の1カ月カットだけが先行的に行われることになっていった。これは社会的合理的説明責任からも、そして何よりも教職員の既得権から言っても難しく、当然組合は反対した。

私は知り合いの組合幹部に「組合が一カ月カットに反対する権利はあります。しかし研究や教育に評価制度を導入することに、原則反対のような深追いはしない方がいいですよ」と語っていた。

400名以上の組合員が参加する事実上の団体交渉が何回か深夜まで持たれた。

終了後、タクシーに乗車すると「今日は何があったのですか」と質問された。

「世間で言われる春闘の大衆団交が行われていました」

「へー、立命館では春闘の大衆団交が行われているのですか」

「そうです」と言って話題を変えた。

つまり、そもそも今日では大概のタクシー労働者には一時金そのものが無いからである。組合は学内で「1カ月カットは許さない」というビラをまいていたが、京都駅前などの街

頭で「6.1カ月プラス10万円を5.1カ月プラス1カ月にされようとしています。ご支援をお願いします」との宣伝はしていなかった。それは多分社会的共感・支持を得られなかったと考えられる。

川本氏と長田氏の両方の意見を取り入れた精密な具体化案を作り労使できちんと協議すべきであったのである。

たとえば一律に評価給を導入することは難しくても、当時、高知工科大学では、従来型の年功序列型賃金と、基本給を減らす代わりに研究・教育による評価給を設ける二本立てとし、各自がどちらを取るか希望に基づくというやり方が行われていた。結果としては後者の方が多数であったが従来型の人も残った。

いずれにしてもこの問題は、拙速にずさんな提起をすれば話が混乱するだけであり、実行しようと思う限り、精密な案を作り、少なくとも多数の教職員の支持のもとに行う必要がある。そのためには通常労使で1年ぐらいの準備期間がある。大学は教育・研究を目的とする自発的創造労働の場であり、ずさんな機械的提起をして不団結を起こしてはなにもならない。それは「賃金カットによる利益」よりも「不団結によるマイナス効果」の方が大学にとっては困難に遭遇するからである。

準備不足のずさんな提起のために合意が得られないと分かった時点で、政策の是非はともかくとして、理事会は一旦撤回すべきであった。私としても川本理事長、長田総長に断固として「取りやめるべきです」との進言をすべきであったと自戒している。なお当時常務会内部では組合との妥協点を探る意見も出されたが多数意見にはならなかった

しかし「一時金問題」が2年近くに及んでもまだ「未解決」であった2008年春に「退任慰労金」問題が出され、火に油を注ぎ、混乱に拍車をかけた。

この中で常任理事会などの機関での検討討議もないままに、担当の森島常務の責任で、立命館では異例となる「交渉制限」「交渉拒否」などが行われ、それまでの労使慣行が踏みにじられ、教職員の理事会に対する不信は決定的となった。

(3) 「人事問題」

2005年秋、川本理事長から電話があり出向いてみると、インホームな会合であった。そこには川本理事長それに私の他2名が呼ばれていた。そしてその後、川本理事長に呼ばれて森島総務部長(当時)ならびに他2名が別室から入ってきた。

その場で川本理事長から「この3名を将来、つまり次の次の立命館の中心に育てたいので協力してほしい」言われた。私は「この人はなにを言うのだ」と思った。「自分の後にこの人を」と提案することはあり得るが「次の次はこの人を」ということはあり得ないし、言ってはならないことである。

実績があつてこそ、次期指導部に任命・選出されるのであり、実績もないままに「次の次」を指名することは、指名された人にとっては次期指導部よりも自分を任命した人に忠誠を尽くすことになるし、周りの人も「あの人は、将来、専務、理事長、総長を約束された人」として扱うことになる。

「組織や人事に口は出しません」と言ってきた私であったが、この日を境にして「組織や人事」に関しても、「誰それは」などの具体的なことは言わないにしても、原則的考え方については言わなければならないと思った。

この日、川本理事長から言われたことは、この年(2006年)の年末に総長に選出された川口清史氏にも知らされていなかった。そこで私は、川口氏が総長に選出された後に、このことを話するとともに「私は間違っていると思っています、先生は知つたうえで自分の判断で行動されたらいいと思います」と話をした。

私は「当事者に言わない批判は他人にしない」主義なので、川口氏に言うとともに、川本氏が退任するまで繰り返し、「あの3名について個々の評価は言いませんが、あのやり方はまずいですよ」と言ってきた。

2006年の春のある日、川本氏は「理事長を降ろす」と言い出した。

私は川本氏に「いま降ろすのはまずいですよ。あなたが言い出した一時金問題を解決しない

ままに辞めるのは良くないですよ」と進言した。

川本氏は「人間引き際が大切だ」と言うので「しかし後の理事長をどうなされるつもりなのですか」と言う。「長田氏にやってもらう」

「長田さんは知っているのですか」

「知らない、これから話をする」

長田氏は2006年12月31日で2期務めた総長を降りることになっていた。川本氏は長田氏に対して自分の後の理事長就任を説得した。後に長田氏が私に語ったところによると「私は、あくまでも川本氏と次の体制のつなぎ役、川本氏が相談役に残るという条件の下で引き受けた」とのことであった。

2007年1月末の理事会で、長田氏が2月1日付で理事長に就任し、川本氏は理事長を退任し相談役(理事)に就任した。そして総務担当常務理事であった高杉巴彦氏はAPUに配置され、APUに配置されていた甲賀光秀専務は解任されることになった。森島総務部長が総務担当常務理事に、経営学部の肥塚浩教授が川口総長の下で筆頭副総長に就任した。

(4)「退任慰労金」問題

川本氏の理事長退任、長田氏の総長退任に伴う慰労金が課題となったが、常任理事会はおろか常務会でも全く論議されていなかった。

ところが2007年3月末に開催された理事会において森島常務から川本氏、長田氏の2人を含む「常勤役員退任慰労金規程」の「内規」の改定と、それに伴う両名への支払いが提案された。

これは川本氏と長田氏そして総務担当常務理事になっていた森島氏の3名しかかわっていない。金額は前総長であった大南正瑛氏の総長退任時の「在任期間1年に付き500万円」の倍額の「1年に付き1000万円」とされ、長田氏に4000万円、川本氏に1億2000万円が支給されることになった。

川本氏に1億円を超える退任慰労金が支払われたことについては、マスコミでも話題となった。

金額問題とともに手続き的にも疑問が生ずるやり方が行われた。

①長田理事長は自らの総長退任慰労金を部下である森島常務に起案させ、自らが決済し、常務会ならびに常任理事会にも諮らず、森島常務に直接理事会において提案させた。

②学校法人立命館の寄付行為施行細則において「第六条 常任理事会は、理事長または総長が招集し、理事会に提出する案件の審議および日常業務について協議する」としている。1992年制定の「常勤役員退任慰労金規程」とそれに伴う内規「在任一年に付き、500万円」を「在任一年に付き1000万円とする」の改定は当然、常任理事会の審議が必要であったが行われなかった。

③長田総長は2006年12月末、川本理事長は2007年1月末にそれぞれ退任しているが、両名の退任時点では前大南総長退任時に制定(1992年1月)された常勤役員退任慰労金規定とそれに伴う内規しかなかった。しかし3月に決定された新しい内規を退任時に遡って実施されて支払われた。

突然の提起に、常務理事を含め学部長理事そして副総長を含む学内理事の人は「おやっ」と思ったが「学外理事もおられる前で学内理事同士でもめるのは適切ではない」と思われたことと、理事会の直後に「川本氏の長年の理事長としての貢献に感謝する集い」が予定されていたこともあって、あえて異議を挟まれなかった。

学外理事の何人かが理事会と「感謝の集い」の間に、私によって来られて「前回の理事会で退任される総長、理事長の慰労金検討委員会を立ち上げ、そこから今日の理事会に提案されておかれたらよかったのに。そうでないと『お手盛り』といわれても反論できないではありませんか」と意見を述べられた。

「組合」は「我々の一時金をカットしておいて、自分たちの慰労金は2倍に引き上げることは許せない」と反発を強めた。

私は、理論的には一時金と慰労金とは別の問題であると考えていた。一時金は被雇用者に対する処遇の問題である。慰労金は理事長、総長としての功績に対する評価の問題である。しかし時期と言うか、一方で教職員の一時金を大幅にカットしておきながら、片方では自分たちの

慰労金は倍額にすると言うやり方は「まずいやり方である」と思った。

政策というものに絶対的真理はない、その時々状況の下で相対的に選択するものである。川本氏の立命館に対する貢献を考えた場合、一般教職員の退職金3千数百万円に対して、4倍程度の支払いは成り立つものである。しかし民間企業と違って平等意識の強い大学の中で、そして何よりも教職員の一時金を1カ月カットしてもめている最中に実行するものではない。

そこで私は二人に別々に質問した。

「なぜ、あのような提起をされたのですか」

長田氏は「あれぐらいの功績にあった人物に一本(一億円)ぐらい出すのは必要だと思った」

川本氏は「長田もいろいろ抱えている。2000万円ではかわいそうや、せめて4000万円ぐらいは出してやる必要があると思ってやった。ただその方式でやったら勤務年数が長い私が1億円を越えてしまった」

「なぜ、常任理事会にかけなかったのですか」

「役員報酬は理事会で決めるものだから」

確かに法的には最終決定は理事会である。しかし学内優先の運営を行い、かつ規定改訂など新しい制度・運営を行う場合に、常任理事会を経ないで直接理事会にかけるというやり方は、立命館の運営としてはやってこなかった。なお立命館において「学内理事会」が慣行として確立するのは1958年前後であり、理事会の日常執行機関として実態的に確立するのは1967年の「同和問題」、1968年末からの「大学紛争」を経ての1960年代末からの事であるが、制度的に「寄付行為」において常任理事会として確立したのは1988年の寄付行為改訂によってである。そして上記したように寄付行為施行細則において理事会において議決する案件はあらかじめ、常任理事会での審議を経ることにしたのである。

実のところ常勤役員の「退任慰労金」問題が直接の課題となったのは大南正瑛総長の退任の時が初めてである。理事長も川本氏までは非常勤であったので、まとまった「退任慰労金」は必要でなかった。

大南正瑛氏の総長退任時は、川本氏のイニシアチブで提案され実行された。

川本氏が予てから私に言っていたところによると「戦後の立命館を代表する末川博総長(5期20年)が退任された時は、教員としての在職期間に対応する退職金だけであった。そのため末川氏の退職金は在職期間が彼より長い秘書や電話交換手よりも低い額であった」とのことである。これが事実すれば、これはこれで問題である。

そこですでに教員としての定年を超えていた大南総長が退任する時、川本氏のイニシアチブで「常勤役員退任慰労金規程」と内規(在任一年に付500万円)が提案、可決され大南氏に支払われることになった。

しかしその後、常勤理事長や常勤総長が確立していったにもかかわらず、その報酬や慰労金の在り方についてまともに検討されてこなかった。

職員をすでに定年退職している常勤理事長である川本理事長、教員をすでに定年退職している常勤総長である長田総長の慰労金問題を扱うこの時にこそ、事前に常勤役員の報酬ならびに常勤役員退任慰労金の在り方を他大学の例も含めて研究し検討して確立しておくべきであった。その点では急速に肥大化した立命館の近代的組織整備は明らかに遅れていた。

政策に絶対的真理などない、相対的選択である。私は一般論として長田氏、川本氏にそれぞれ4000万円、1億2000万円の慰労金を支給することが、必ずしも「絶対的に間違いである」とは思っていなかった。それよりも重要なことは前述したように教職員の一時金を1カ月分カットし、まだ学内が紛糾している最中に、常勤役員の報酬ならびに退職慰労金の在り方についての検討を行うことなく、一時金カット推進の最高責任者である理事長と総長の退職慰労金を寄付行為で定められている常任理事会での審議にも諮らず、直接理事会に倍額提案をして執行したことである。そのために無用な混乱を起こし学園内に亀裂と不団結を起こしたことが一番の問題なのである。

第三期長期計画以来、川本氏と苦楽を共にしてきた教職員の中には「一時金カットは自分には不利益であるが、社会的に考えた場合には、やむを得ない面もあるかも知れない」と考えて

人々もいた。しかし「社会的水準を理由にして教職員の一時金をカットした人間が」「第三期長期計画以来の功績があったということで川本氏には従来の倍額の基準で1億円超える退職慰労金が支払われたことで」「裏切られた」との思いを強くさせた。このことが分からなかったところに川本氏の「不幸」があった。

また理事長川本、総長長田のコンビでは一定の役割を果たしたが、およそ理事長の才能とは無縁な長田氏を理事長に据えたり、いまだ全く未知数であったが自分の家の前に引っ越ししてきて取り入れた森島氏をコンソーシアムから中途採用し、大学の中心である教学部や研究部、また学生部、国際部そして学部事務室などの現場も経験させず、職員人事を担当する総務担当常務にしたりするなど、人物評価・人事政策において根本的な欠点があった。

なおあれほど「教職共同」を言っていた川本氏であるが、常務会や常任理事会の構成において極端に職員出身の理事を登用してこなかった。関西大学や同社大学など他の私立大学において職員出身の理事や常務理事が多数選ばれているのに比較しても、立命館は明らかに遅れている。そして森島氏の常務理事への登用にあって、他には一人の職員出身の理事、常務理事も登用しなかった。そのため職員人事担当の常務理事であることもあって職員内において「独裁」体制が築かれることになった。教学部をはじめとする大学実務の経験のない者が「独裁的地位」を与えられたことによって、以下に記すような立命館の混乱が拡大することになった。

なお私は、総長時代の長田氏まで全面否定するものではない。人間誰にでも欠陥はある。長田氏は教学の最高責任者である総長であったが、教学の具体的な個々の面に至る改革などについては十分な知識を持っていたわけではない。しかし私は総長時代の長田氏と松竹との提携で松竹太素撮影所に学生の実習センターを作るなど、いくつかの新しい仕事を一緒にやってみて、大局観と言うか、学園全体の教学改革方向などについての判断などでは優れた面もあったと思っていた。

しかし理事長の資質は全くない人物であり、本人もそれを自覚していた。そのような人を自分の後任に推挙した川本氏の判断は間違いであった。それは次に森島氏などの若手を中心に登用し、自分が相談役(理事)として残り、彼等を「育てる」つもりであったからであると推察される。

私を含めて幹部職員そして学部長も組織の一員である。退任慰労金問題では誰一人積極的に支持の発言はしなかったが、質問が出た場合には、既に理事会で決められていたことなので「川本氏の功績を考えた場合、一億円くらいはあえて高すぎるとは言えないのではないか。手続的には常勤役員報酬ならびに慰労金は理事会で決めるものであるから、あえて違法とは言えないだろう」と語っていた。

しかし大学紛争時に川本氏と共に命をかけて学園を守り正常化に努めた人間の一人として、私は、たとえ検討委員会が設置され「大南氏の倍額基準で支給する」という提案があり採択されたとしても川本氏が「評価はありがたいが、次の人からにしていただきたい。受け取るのは従来の基準額にしたい。その差額は奨学金として使っていただきたい」と言う対応をされていれば、後世に残る評価を受けたと思うが、そうはされなかった。批判が高まった後になってからであるが、川本氏は立命館大学のスポーツ振興のための奨学金として3000万円を寄付された。しかし「時すでに遅し」で残念ながら学内の圧倒的多数からは何の評価も受けることはなかった。

退職金と慰労金について

ところがしばらくすると上京税務署から疑問が寄せられた。つまり立命館の総務部人事課が2人の慰労金を退職金扱とする源泉徴収手続きを行った。それに対して税務署側は「長田氏は65歳の時に教員として退職金を受け取っている。川本氏は専務時代の60歳の時に職員としての退職金を受け取っている。そして長田氏は総長から理事長に、川本氏は理事長から相談役に横滑りしている。2人とも常勤役員であり常務会にも出席し、報酬も変わっていない。およそ退職とはいえず退職金ではなく役員退任に伴う慰労金として扱わざるを得ない」とする指摘であった。「今後の状況を見守ります」とのことであった。つまり退職金と役員退任に伴う慰労金では税率が異なるので脱税の疑いがあるので二人の今後の勤務・待遇実態を見ますということ

であった。

退職金は被雇用者が退職にあたり、通常勤続年数に応じて受け取る物で、終身雇用を通例としていた日本では「老後への資金」でもあるので、税率も一般報酬にたいする税率より低い。これに対して慰労金は常勤役員が退任するにあたって、その功績を考慮して支払われるものである。したがって株式会社では、その役員の在任中に利益が上がらず株主に対する配当が不十分であったり、配当が出せなかったりした場合は、慰労金は大幅に減らされたり支給されない場合が多い。

ところで大学を含めた学校法人の場合、教員身分や職員身分を外れた「常勤役員」というのはほとんどいない。名前は常務理事などとしても大概の場合は教員身分や職員身分のままである。したがって役員年俸制ではなく、基本給+役職手当を支給されている。定年退職を迎えた場合も教員としての退職金のみであった(最近は多少の上乗せが行われている)。それに対して二期目の大南総長や川本理事長ならびに二期目の長田総長などが、世間で言われている常勤の理事長、総長であった。

これらの人に対する退任慰労金は、通常その役職にあった時の法人に対する貢献にたいする評価に基づいて支払はれるものである。したがってそれは自己評価ではなく第三者評価が必要なのである。そうでなければ「お手盛り」となる。または、あらかじめ一般の教職員のよう基準額と計算式を定めておいて、それに基づいて支給するようにしておくものなのである。

脱税と特別背任行為の疑い

2007年3月の慰労金の支払いは、川本理事長ならびに長田総長の退任に対して、その在任中の功績評価に基づいて支払うものであるから、当然、理事会の下に両名の功績評価に基づく退任慰労金支払い検討委員会が立ち上げられ、そこから理事会に提案されるべきものであった。

長田理事長は、自分の総長退任慰労金を部下の森島常務に提案させ、自分で決裁し常任理事会にも諮らず理事会に提案するものでなかったのである。この点で2008年3月の理事会に提案・採択された時に学外理事の複数者が私に「検討委員会を立ち上げて提案されなかったので、お手盛りと言われても仕方ありませんよ」と言われた指摘は正しいのである。

なお「検討委員会がつくられ在任中の評価」がされておれば、川本氏と長田氏が同じ評価である「在任一年につき1000万円」とはならなかったであろうし、長田氏が長南氏の倍額の1000万円が支給されるという評価にもならなかったであろう。

ところで当時、突然の提案であったので私を含めて検討する時間的余裕がなかったが、以下を厳密に検討する必要がある。言うまでもなく長田氏の退任慰労金は常勤総長退任に伴う慰労金であり、教員定年退職にともなう退職金ではない。

「脱税の疑い」

長田氏は私に「税務署から『12月に総長と言う役職を降り、2月に理事長に就任しているが、教員身分は継続していたので退職とは言えないと言われた』しかし総長は12月末で降りたが、教員としては3月末に退職するという大学の特殊性を理解してもらい、12月に総長退任したことにたいする支払であり、退職金なのだ」とわけのわからないことを言っていた。要するに彼は自分でやり取りせず、森島等からの又聞きなので何が問題になっているのか分かっていなかった。

問題は二点である。一つは、彼は12月に総長を退任したが教員身分は残ったままであり1月分の給与ももらっていた。そして2月から常勤の理事長に就任した。したがって退職していない彼がもらった慰労金は、総長と言う役員退任に伴う慰労金であり、一般的な退職金ではなく、税制上、退職金控除の対象とはならず、税制上では一時金扱いになる物である。

二点目は、彼は65歳の教員定年を迎えた時に退職金を受け取っており、その時に退職金控除を受けている。同じ職場において退職金控除を二回適用することはできない。

したがって彼が総長と言う役職退任にともなう受け取った慰労金は税制上「一時金」であり、「退職金控除」としたのは脱税行為の疑いが強い。

「特別背任行為の疑い」

長田氏は自らの総長退任慰労金を部下である森島常務に起案させ、自ら決裁し定められてい

る常任理事会に諮らず直接理事会に提案させたことは「手続き的に瑕疵があった」と言わざるを得ない。

また理事会において従来の「在任一年に付500万円」を「在任一年に付1000万円」とする提案に当たって、理事の皆さんが「川本氏であれば、その功績を考えれば、そのことは許容されるであろう」という一般的理解にとどめさせ、長田氏自らが同じく総長であった大南氏の倍額を支給される提案を行っている根拠を説明しなかった。これは作為的な説明省略である。

こうした一連の行為によって4000万円の慰労金を受け取ったことは、特別背任行為の疑いが極めて高いものである。

改めて長田氏の「脱税」ならびに「特別背任行為」について法的措置を検討する必要がある。

いずれにしても立命館の前総長であり現理事長に脱税と特別背任の疑いがあること自体が重大問題である。

(5) 「特別転籍」問題と「裏切り」

「退任慰労金」問題で紛糾していた最中の2007年春に「特別転籍」問題が起きた。文部科学省は立命館の管理運営に問題があったとして経常補助金の25%すなわち15億円カットをはじめとする各種補助金をカットした。私は確かに「特別転籍は問題と言えば問題だが、この処分は重すぎ、行き過ぎだ」と思い、常務会でもその趣旨の発言をした。私とは多少異なる意見であったが川本相談役も「文部科学省は私学の問題が分かっていない。断固戦う必要がある」と発言していた。しかし立命館から詳細説明に行く前に文部科学大臣の定例記者会見で「間違いであり、是正、処分」の発言がなされてしまった後となつては、受け入れるしかなかった。

一時金や退任慰労金問題で理事会を批判していた組合は、長田理事長と川口総長の退陣を要求した。私は「この要求には無理がある」と思った。1993年以来行われてきた特別転籍問題について、新しく選任されたばかりの長田理事長と川口総長だけに責任を負わせ退陣を求めるのは間違いである。同時に93年以降の役員経験者すべてに責任追及と負担を求めるのも現実的に無理があった。実際、この問題での批判者の中には過去の学園指導部もいた。

開催された常任理事会において組合の主張が紹介された。それに対して長田理事長は「15億円のカットが行われたからと言って、なぜ私が辞めなければならないのだ」と発言した。そのことが、当日、開催されていた組合の集会で報告され、組合の抗議の声が強まった。当日深夜、長田氏から私に電話がかかってきた。

「どうしたのですか」

「森島が電話してきて『あのような発言されたら、理事長を辞めてもらわなければなりません』と言ってきた。どう思う」

「先生、特別転籍問題は問題ですが、そのことで先生や川口総長が責任を取って辞める必要は無いと思います。お二人が93年以降の実施に関して全面的に責任を負はなければならない立場にはありません。しかし自動車会社の欠陥車問題でもそうですが、事件が表面化した時点の役員がなんの責任を取らないというわけにはいかないと思います。よく考えましょう」と言うことで電話を切った。

その後、様々な検討が加えられて、結局理事長、総長は50%カット、常務理事は20%カットと言うことになった。

ところが、この過程で重大な「裏切り」が起こった。

森島常務らが密室で長田理事長に対して執拗に「川本氏が相談役ならびに理事を務めて常務会などに出席されて『文部省と闘え』などの発言されれば大学は回らない」として解任を求めたのである。結局、長田理事長は応じた。常任理事会において、特別転籍問題での理事長などの役職者の処分を決めると同時に、長田理事長の口から「川本氏と話し合い、彼に相談役ならびに理事から外れてもらい、理事でない顧問になってもらうことにしました」と報告され、その後、理事会でも承認された。

この件に関して私は長田氏から事前に聞いておらず常任理事会で直接聞くことになった。特別転籍問題で長田理事長、川口総長が責任を取って辞める必要がないと同時に、すでに理事

長を退任している川本氏が特別転籍問題で相談役や理事から降りる筋合いの話でもない。また93年以來の特別転籍問題において歴代の総長ならびに入試担当副総長の責任を問わないで、理事長であった川本氏だけに責任を負わすべき問題ではない。

私はこの「解任騒ぎ」の直後に川本氏と話しをした。

「なぜ解任に応じたのですか」

「理事長は自分の意思で降りた」「君の言うように、特別転籍問題で私だけが責任をとって降りなければならない問題ではない。私も長田氏に言った。しかし相談役というのはあくまでも現職の理事長がいての話である。理事長から『あなたが常務会などには回らないから、降りてくれ』と言われれば降りざるを得ない。それが組織だ」

「そのような判断をされるなら仕方がないですね」

結局のところ一時金、退任慰労金問題を巡っての教職員の怒り、不満がある中で発生した特別転籍問題の責任を、川本氏一人に負わせて退任させ、自分たちの身の安全を守りイニシアチブを確立しようとする一種のクーデター的裏切りであった。

一時金、退任慰労金などでの混乱の責任を川本氏に取らせるのなら、それを一緒になって推進した長田理事長、森島常務も退任すべきであったが「川本氏を辞めさせた」ということを自慢げに「実績」として語り、自分たちへの批判の矛先をかわそうとしたのである。このころから森島常務は一時期表面的には組合に迎合するような態度を取り始めた。

(6) 「一時金問題の解決」を巡って

「組織問題には口を出しません」と言ってきた私であったが、一時金カットそして退任慰労金問題で混乱に混乱を重ね、取り返しのつかない亀裂と不団結は放置するわけにはいかないと、2007年の夏期休暇中の8月に、私は長田理事長を訪ねた。そこで私は「理事長、一時金のことですが、和解されたらどうですか」と話をした。

一般的に、全構成員に関わる基本給や一時金などの問題で労使がもめ、労働争議になることはその組織にとって不幸なことである。ましてや大学のような教育機関しかも理事会と言ってもその多数が学部長をはじめとする教職員によって構成されている立命館のようなところで、一時金を巡って何年ももめ続けていることはあってはならないことである。その上、担当の森島常務のように交渉制限や交渉拒否を行い裁判沙汰になり、社会的に見て「もめている大学」という状況は生んでいることはあまりにも稚拙である。しかしいざにして解決を急がなければならないことである。

私の「和解」進言にたいして、長田理事長は「森島も同じことを言いに来た」と言った。

「どうされたのですか」

「私に任せてください」と言うので任せることにした。

「なにを言っているのですか。このような全教職員にかかわって、もめている問題の解決策をたてるのに、森島常務一人に任せるのは間違いです、集团的に検討をする必要があります」

「この間の失敗はすべてそうですが、集团的に検討をせず、先生が森島一人に依拠して行動するため、事ある度に混乱を招いています。また同じことになりますよ」

「先生は、今何が争点になっているのかお分かりですか」と言って以下の説明をおこなった。——法人側は「一時金はその都度理事会が決めるものだ」とする一般的形式論を展開しています。訴訟団は「何年にも渡って『例年通り』と回答してきたのだから、年俸として定着していた。それを変更するには合理的理由と労使の合意が必要である」としています。したがって法的には「形式論」と「実質論」の争いであり、どちらの「主張」も「理屈としては成り立つ」と言えば成り立ちます。その限りでは弁護士の力量が決定的とも言えます。

しかし裁判所が判断する場合、両者の主張を踏まえた裁判官の考えの上に、もう一つ大きな要素として社会の趨勢と言うか情勢があります。この裁判が始まった当時は、まだ規制緩和の名による労働行政の後退が広がっていましたが、その行き過ぎによって労働者の権利が著しく踏みじられてきた中で最近見直しが始まっています。したがって当初では勝つ見通しもありましたが、現在では「年俸として定着していたものを合理的理由も労使の合意もなく一方的に削減した」ということで負けるかもしれません。

しかしどのような判決が出た場合でも、訴訟団側からでも法人側からであろうと、それに対する上告は、亀裂をより大きくすると同時に社会的に「立命館はもめている学校」との評価を定着させることとなります。したがって当初の思いや、判断がどうであれ「和解」すべきだと思います――。

しかし長田氏は「とりあえず森島に任せることにした」と答えた。

その後、森島常務は組合幹部と非公式の協議をおこなった。そしてこの件は「役員のみで」と言うことで、私は検討会には出席しなかった。そして出てきたのが2008年春闘における回答として「基本給を6.3%あげる」という案であった。

一時金の一カ月分カットに相当する額を基本給に換算して置き換えると6.3%になる。

しかしこれは重大な問題である。1カ月カットをやめ元に戻す場合は、財政的には変化はない。また今後、少子化などで将来財政が厳しくなった場合、それこそ一時金で調整することもありうる。だが基本給を上げることは社会保険費用、退職金などすべてに波及することであり、かつ一度引き上げた基本給を引き下げるとは労働契約を変更することになるので、基本的には労使の合意が必要なことである。

このような問題は、経営、労使の基本問題であり、慎重に検討して実行する問題であることは常識である。「和解」であるから労使双方がそれで納得するのであれば、私がとやかく言う筋合いの問題ではないので、私はそれ以上言わなかったが、しかしこのようなやり方は世間的に言えば「経営者としての資質を疑われる」やり方である。

しかし組合は、基本給の6.3%の値上げとともに、当然のことであったが「この間の混乱の責任が理事会側にあり、そのことを文書で明確にすべきである」と要求した。これに対して森島常務、長田理事長は、そうすれば当然自分たちが責任を取らなければならないので、そのことは認めなかった。

この「6.3%提案」が出される前の夏期休暇中、たまたま役員室で私と森島常務だけの時があった。そのとき彼は「鈴木さんは、今の立命館の給与をどう思いますか」と質問した。私が「どういう意味?」と聞くと、彼は「10私大と比較して年俸で200万円程度安いことです」と言った。

それに対して私は「まず歴史的経緯がある。立命館は、東京の法政大学と同様、夜間部が主体となって発展してきた。立命館において昼間部が夜間部を上回るのは高度成長が始まった1955年のことである。したがって学費も1980年代に至るまでは、他私大と比較して6割程度であることを特色としていた。当然、教員一人当たりの学生数、学生一人当たりの校舎面積も最低であった。そして教職員の給与も低かった。それを第三期長期計画以来の取り組みでようやくここまで来た。今日どうかこうにか10私大なみの校地、校舎、基本金となった。今後、長い目で見た場合、教職員の処遇も10私大なみにしていかなければならぬ。そうでなければ良い先生の確保が難しい。」

森島常務は「鈴木さんも、そう思いますか」と言い、自分の思いと私の考えが一致していることに納得していた。しかし一時金問題の解決と基本給の改善は別のことである。まず一時金問題を解決することが先決である。

ここまでもめた一時金問題を解決しようとするれば、いったん元に戻すしかない。その代り、3年にも及んでもめてきた責任者である森島常務、長田理事長、少なくとも直接の担当責任者である森島は総務担当から外れなければならない。それが責任ある態度である。しかし彼らは自分の身を守るためにそうしなかった。

基本給を6.3%引き上げたからと言って、機械的に言えば、それは「10私大と比較して安かった基本給を引き上げたただけであって、一時金問題は解決していない」と主張することもできる。しかし組合もそこまでは深追いはしなかったが、それ以前の3年間(2005年、2006年、2007年)のカット分の保障を要求した。その限りでは当然のことであった。しかしそれを認めると6.3%の引き上げは、カットした一時金の補てんであること公式に認めることになる。

そこで森島常務の姑息なやり方であるが、裁判所から「和解」の提起に対して「訴訟団構成員に該当する分のみ支払う」「しかし訴訟団だけに支払うということは訴訟団以外の人に対

して差別になるので、支払う額は基金として積み立てて、学生などの奨学金として使いたい」という提案を行った。一般的に言って特定の人だけに支払うということにはならない。ましてや理事者側が労使問題とは別の「奨学金の積み立ての基金に使う」などは筋違いである。その後、学生の奨学金ではなく「教職員の福利厚生ならびに研修費」として使うと修正がなされた。問題は金額と筋である。

裁判所は両者の思いや判断を踏まえ和解調停案として「和解金の一部を訴訟団に訴訟費用として支払い、一部を基金として積み立て「教職員の福利厚生や研究費として充当する」ことを提起した。この案は必ずしもこれまでの訴訟団の主張に合致したものではなかったが、訴訟団は「いつまでも労使がもめているのは良くない」との判断で、裁判所の和解案を前提に和解に応ずる準備をしていた。ところが森島常務等は「原告には1500万円、基金として毎年2000万円を5年間支払う」と、従来自らが言っていた訴額3億円を前提とした和解条件もなし崩しにした提案を行い「裁判所の出方をうかがう」といった、およそ紛争を解決しようとする誠意ある態度を示さなかった。そのため裁判所の和解調整は成立せず、2月2日、裁判所は「和解協議打ち切り」を宣言し、再び2011年4月から裁判が再開・継続されることになった。

ここまできて一時金問題の解決を図ろうとすれば「退職者を含めて全教職員に3年分の差額を支給する。そのうえでこの間の混乱の責任をとって長田、森島は辞める」これしかない。

(7)「慰労金問題」の解決を巡って。

組合を含めて、広範な教職員の間で、川本、長田両氏の慰労金についてその責任を追及の声は収まらなかった。そうした中で2009年1月から「役員報酬のあり方検討委員会」(委員長の高木茂太一理事を含む、学外理事四人、学内理事五人)での検討が始まった。

私は先に述べたように理事長や総長を務めた人の慰労金が、一般の教職員と同じ基準でよいとは思っていない。しかも特別転籍問題で明瞭なように、法人としての問題が起これば理事長や総長は重い責任を取らなければならない。したがって当然、一般的には教職員の二三倍程度の支給は許容されるものであると思っている。

長田理事長から私に話があった「検討委員会での作業の中間報告」では「在任一年に付き350万円の範囲で評価に基づいて支払う」というものであった。

私は長田理事長に「350万円は低すぎるし、同じ時期に教員出身同士で理事長と総長に就任した二人に対して評価を加えて差をつけるなど現実的には無理ではありませんか」と言った。それに対して長田氏は「350万円など絶対認められない」と言っていた。その後、再び長田理事長から検討委員会では「長田氏、川口氏が辞める時には、2人に評価に基づく、差をつけることはできない。2人に対しては在任年数に応じて一年あたり同じ額(350万円)を支払う」ことになるのではないかとの議論がされているとの話であった。

2010年4月10日の理事会に対して「役員報酬のあり方検討委員会」から「役員報酬のありかた」の答申が報告された。

その「役員退任慰労金のあり方」の項において以下の提案がなされた。

「理事長、総長の役員としての退職金を退任慰労金として教職員の退職金と別個のものとすることは適切であると考え。しかし、その支給基準の構造は、他の役員の退職金、すなわち教職員の退職金の構造と大きく異なることは望ましいことではない。委員会としては、教職員の退職金(加給金を含む)の構造と同じ構造として理事長・総長の退任慰労金の支給基準を設けることが望ましいと考える。・・すなわち退職時の月例給与額、在任年数、支給率、加算率による支給基準を設定することが適切であると考え。・・」としたのである。なお役員報酬ならびに役員手当において「理事長、総長の報酬は65歳教授とし(減額)、役員手当は月額45万円(現行通り)」とされた。これは学内外の理事が6回にわたって検討された結論であり、「総長、理事長の加給率3.0とする」など個々の基準については検討の余地があるにしても、全体としては大学と言う社会的性格を踏まえた妥当なものであると考えられる。

私は長田理事長に対して「貴方が、この決定を受け入れるのなら、貴方と森島常務は辞任すべきである」と以下の趣旨の進言を文書で行った。

——2008年の慰労金は、川本、長田、森島の3名で推進したことであり、他は誰も責任を取

れない。理事会で決定したことなので、学部長や私を含めて当時の幹部教職員は「川本氏の業績を考えれば1億2000万円もありうる。役員報酬は理事会で決めることであ違法とは言えない」と貴方等を支えてきた。しかし当の本人である貴方が「今後は、役員報酬は理事会の下の役員報酬検討委員会で検討し、理事会に提案する」「総長、理事長の退任慰労金は、教職員の退職金と同じ構造とし、基準に基づき支払う」され、計算すれば「在任一年に付き約350万円」という事になるが。この方針を受け入れるのなら、前回「自分にかかわる退職金を、在任一年に付き1000万円とする」との提案を、自分が任命権者である森島常務に起案させ、常任理事会にも諮らず自分だけの決めで直接、理事会にかけたことは間違いであったことを認めるのであるから。責任をとって貴方と森島常務は辞任すべきである――

これしか、この問題の解決はあり得ない。

なお先にも述べたことであるが2007年当初に税務署が指摘した「総長から理事長に横滑りした長田氏への退任慰労金は、総長と言う常勤役職退任にともなく慰労金であり、退職金としては認められない」は、それ以降3年間常勤の理事長を務めているのであるからより明確になっている。税法の時効は5年であり、まだ時間が残っていることを明記しておく。

(8) トップダウンとボトムアップ

森島常務が「一時金」問題で組合と非公式な協議をはじめるところから、森島常務などから組合ならびに「民主主義を守る会」の一部人々の言動に迎合する怪しげな言動が始まった。すなわち過去を総否定するような言動である。

組合や「民主主義を守る会」の正式決定ではないものの、その機関紙などを見ていると、一時金や慰労金に対する反発から川本理事長時代のことを全否定するような個人の見解が表明される記事も掲載され始めた。

第三期長期計画によって国際関係学部、理工学部情報学科、政策科学部が創設され、第四期長期計画によってBKCの新展開、そして第五期長期計画によってAPUが創設された。ところがこれらが川本氏によるトップダウンで行われたなどと事実に基づかない否定的な記事が掲載されはじめた。私はこれらの言説は正確さを欠いたものであると思ったし、現在でもそう思っている。

川本氏が重要な役割を果たしたことは事実であるが、いずれも長期にわたる全学討議の上で修正し豊かにされ「第三期長期計画」「第四次長期計画」「第五次長期計画」と全学合意され、全学の教職員の創意に基づいて実施されたものである。これらを一部の人々が主張するように「川本独裁で強引に押し進められた」と全面否定するような言動は、ある意味では第三期長期計画以来奮闘してきた多くの教職員の努力を否定するものである。また現在在職している教職員の過半数を超える人々は、この第三期長期計画以来の成果によって在職していることも認識する必要がある。

川本氏が晩年に強引に一時金や慰労金の問題を推進し学園に混乱を作ったことは明白であるが、そのことを持って全学の構成員の努力が進められてきた立命館の第三期長期計画以来の評価を誤ってはならないと考える。

ところが2007年の夏以来「参加、参画」が声高に叫ばれ始めた。一般論として「参加、参画」は間違いではない。しかしこの時期に「参加、参画」が叫ばれ始めたのは意図的であった。すなわち「川本時代はトップダウンで強引にすすめられ民主的ではなかった。今後は『参加、参画』で民主的にすすめて行きます」と言う、森島常務、長田理事長の自己保身のための掛け声であった。

カリキュラム改革など現場の実状に基づく改革は学部執行部のイニシアチブが大きい。しかし新学部設置や、ましてやBKC新展開やAPUの創設など、学園全体の到達点と社会的状況を踏まえての新展開は、名前が調査企画室、総長・理事長室、総合企画室とどう変えようが、理事会直轄のいずれかの企画案作りの担当部局が原案を提起し、常任理事会のイニシアチブで全学論議を行い、より豊かにして合意形成が行われて進められていくものである。そうでなければカリキュラム改革など現状を踏まえた個々の改革課題はできても、全学的な重点を明確にした新しい改革課題の提起はできない。この点では私は一部の人々と意見を異にする。

(9)2008年評議員選挙における違反行為

2008年に実施された評議員選挙において、総務部次長であった前田秀敏(以下、前田次長)は有権者である新人職員に対して、総務部主催の新人研修参加者名簿を使って、選挙活動を展開した。工作を受けた新人が教職員組合を通じて選挙管理委員会に対して「職務権限を使った違反行為であり厳正な措置を取られたし」との旨の訴えを行った。

調査した選挙管理委員会(委員長 二宮周平法学部教授)は、種々検討の結果「選挙の無効」「やり直し」を決定した。実施された評議員選挙が無効となり再選挙されたケースは学校法人立命館始まって以来のことである。当事者である前田次長には懲戒処分などの厳正な処分、その直接の上司である森島常務に対しても管理責任上の処分(減給など)が必要であった。

しかし森島常務は常任理事会において「長田理事長に一任」を提案。そして彼の進言に基づいて長田理事長は前田次長に対して「厳重注意」とどめた。

この事件には背景があった。前田次長にとって選挙違反行為を行う直接的な動機は存在しない。森島常務からの指示に基づくものであった。

2006年に行われた総長選挙(間接選挙)において森島総務部長(当時)は川口清史氏の当選を図るために職員選挙区においては、選挙人決定を自由選挙によるものではなく、職制が参加した部会議での推薦で行うように指示していた。しかし教学部においては事務部長であった三上宏平氏(以下、三上氏)が選挙の趣旨に添うように教学部・学部事務室の討議を尊重した投票を推進した。これにたいして2007年2月に総務担当常務となっていた森島氏は「職制でありながら指示に従わなかった」として長田理事長の了解の下、三上氏を教学部事務部長から解任し、総務部付部長として大学コンソーシアムの「平」職員扱いとして出向させた。

そして2008年の評議員選挙の総務部選挙区において三上氏が立候補したのに対して、他の候補を当選させ、三上氏を落選させるために、前田次長をはじめとする複数の部次長に指示したのである。なおこの評議員選挙における前田次長をつかった森島常務による選挙違反行動は、長田理事長も川本前理事長も事件が発覚してから知ったことであり、両名は関与していない。

この事実が明るみになった時、私は長田理事長に「森島常務に対して厳正な処分を実施する必要がある。また、このような行為を行うものは学校法人の職員としては適格性に欠ける」と進言したが、退任慰労金問題で森島常務に依存していた長田理事長は森島常務の処分ができず、さりとて指示した森島常務を処分しないで、前田次長だけを処分するわけにいかず、前田次長を厳重注意にとどめた。これ以来、職員職場では「長田理事長の慰労金問題を握った森島常務はなにをしても処分されない」と認識されるようになっていく。

実は私は、森島常務が一時金問題や慰労金問題等で強引に事を進めるのは「川本氏によって引き上げられ」「その川本氏からの指示されている」ので強引なのだと思っていた。しかし評議員選挙を巡る事態を見て「これは違う。確かにその面もあったが、森島自身の資質に重大な問題、すなわち彼は大学人としてふさわしくない人物である」と気が付いた。

自分を登用した川本氏の存在を疎ましく思い、長田理事長に迫って川本氏を追い落とし、そして慰労金問題で長田氏の弱点を握って一蓮托生となった彼は、長田理事長を最大限利用しながら自分が学園の中心に座るために、自分の意にそぐわない人物にたいして、あることないことを長田理事長に言い、排除しはじめた。その一貫として総長選挙で川口氏の当選のために自分が動き、教員に対してもイニシアチブを取ろうとしたが教学部事務部長であった三上氏が彼の意にそぐわず、選挙の趣旨に基づく行動を行ったことに対する見せしめ人事を行ったのである。

私は日本社会の中でこのようなことが日常的に行われていることも、他大学でそうした醜いことが行われていることも見聞している。しかし末川総長以来、学生のカンニングを含めて不義不正は許さないとする学園の作風を作り上げてきた立命館においてコンプライアンスの元締めとなる総務担当常務理事にある者が、選挙違反を指示するようなことは絶対に許されてはならないとの思いを強くした。

しかし森島常務は「公然とした選挙違反でも、長田理事長が自分を処分できない」ことに確信し、これ以降「長田理事長を利用するだけ利用する」という態度を明確にした。

(10)「足羽問題」

この問題は、私は全く知らなかった。

2009年の冬になって「労働実態のない老女に一時金を含めて年間900万円を超える給与が支払われているが、どうなっているのか」といううわさが聞こえてきた。そこで私は、長田理事長に「調べる必要があります」と提起した。

1996年当時、札幌経済高校の設置法人である慶祥学園との合併時に、慶祥学園の理事長で札幌経済高校の校長である足羽慶保氏に合併後の慶祥高校の校長(その後、名誉校長)、評議員に就任してもらい手当を支給した。ところが今回調査し直すことによって、当時「足羽氏が亡くなった後は、奥さんを生涯面倒見る」との約束の文書があったことが判明した。

見つけた人や長田理事長は私に「よかった文書があった。これで問題はない」と説明した。私は「そのような文書があれば、余計に問題ですよ。私立学校は寄付金を基にして作られている非営利法人です。したがって寄付や合併を根拠に特定の人に対して便宜を支払ってはならないのです。これは直ちにやめる必要があります」と提起した。

同時に私は「法人としては違法行為であるが、合併時の法人間の約束は法的には有効である。しかも公正証書まで作られていたから、立命館が一方向的に止めることは契約違反になる。したがって相手側に良く説明し『取りやめる』ことで了解してもらうことを第一にし、了解が取れない場合は、違約金を支払ってでも止める必要がある」と提起した。

ところが森島常務は、彼が総務担当常務理事に就任した2008年2月からだけでも、払う必要がないお金を3000万円近く支払をしていたことから、自分に責任が及ぶことを恐れた。つまり例えば彼が総務担当常務理事に就任した時点で「知らなかった」としても、労働実態のない老女に毎年900万円を超える給与が彼の担当部門で3年にわたって支払われていたから管理責任が問われる。

そこで彼は私の提起を否定し、こともあろうに2010年3月の理事会において「問題にする人がいますが、なんの問題はありませんので、4月以降も継続させていただきます」と提案し可決した。

ところが5月になって文部科学省から呼び出しがかかり「私立学校法の趣旨に違反するので直ちにやめなさい」との指導を受け、5月の理事会で、3月の理事会で私の提起を否定したことを頼かむりして「文部科学省からの指導を受け…」とだけ報告し、「6月から止めることにします」と提案し了解してもらった。

この件は、上記したように1995年当時の密約に端を発し、足羽慶保氏死亡後の1999年の稟議書により実行に移された。それだけであれば密約当時の川本八郎専務理事、1999年の稟議書作成にあたった当時の高橋英幸財務部長(現在、一貫教育部付部長)等と決裁者であった川本八郎理事長の判断ミスによる個人責任に属することになる。

慶祥高校合併当時、足羽氏から「自分の亡き後、歳の離れた妻の面倒を見てほしい」と頼まれた川本専務は上記の約束をしたのであるが、さすがに理事会には提出できなく密約文書として交わした。心配となった足羽氏は「公正証書」を要求し作成された。

川本氏も足羽氏も私立学校法人同士の合併でそのようなことができないことを知らなかったわけではないと思う。そこで足羽氏名義となっていた家を立命館に寄付し(一時セミナーハウスとして利用)、その見返りと言うことで足羽夫人に対する支払の準備が進められた。しかし学校法人立命館への寄付形式ではなく売却にしておけばよかったのである。しかし「売却」という形式にすると売却金が財産として残るので足羽氏の死後、遺産相続の対象となる。足羽氏には前妻の子供もおり遺産は分割相続されることになる。そこで「全財産は立命館に寄付した」ということで遺産相続の対象を減らすために寄付形式にされた。

ここには「川本流の人情」があることは分からなくもないが、これは私学法の趣旨に反した法律違反であり、ある種の学校を私物化した行為でもある。この実務に関わった当時の財務部長であった高橋英幸等は「これは法律違反になります」「購入にしておきましょう」と止めるべきであったがしなかった。

この問題が明るみに出たのは、支払担当者がよくわからず「なぜ勤務実態のない老女に、こ

のような高額な給与を支払うのですか」との疑問が出されたのに対して森島常務の方から担当課に「お支払ください」と指示したことが、職場の話題となり全学に広がったのである。

さらに上記したように2010年の年頭に、私が長田理事等に「私学法の趣旨に反するので止めるべきである」と進言しているのに、森島常務は3月末の理事会において「なんら問題はありませぬ」として、過去の支払いを追認合理化するとともに、支払いの継続を理事会議決したのである。

ここにおいて、この問題は当初の川本前理事長の個人的な判断間違いではなく、学校法人立命館として誤った議決を行ったのである。賛成した理事にも問題はあつたが、私学法の趣旨を正確に理解していない理事が、理事会における森島常務の報告提案に賛同したことはやむをえなかつた面もある。しかし私から「私学法の趣旨に反するからやめるべきである」との意見が寄せられているにもかかわらず、2010年3月の理事会に「継続」の提案し議決し、挙句の果てに文部科学省からの指摘で5月になって「取りやめざるを得なくなつた」のであるから、長田理事長と森島常務の責任は免れえない。

監事の問題

また私は2010年2月時点で、この問題に就いて久岡康成常勤監事とも話し合つた。「これは明確に私学法違反であるから、監事としても厳正に対応していただきたい」と申し入れた。

しかし彼は動かさなかつた。3月の理事会に「継続提案」がなされたのに対して、私から聞いて知つていたにもかかわらず監事として「間違いである」との発言をしなかつた。さらに5月の理事会で「取りやめる」ことを決定した時も「自己批判」を含めて発言しなかつた。これだけでも監事失格である。こんな当たり前のことを立命館出身の法律家である彼が、監事としての役割を果たさなかつたことについては、極めて残念である。監事は理事会から相対的に独立し、理事会の行動に問題があつた場合は所轄官庁である文部科学省に報告し、理事会に対して是正勧告をすることが任務なのである。

しかし長く立命館に在職し、何回も役職者務めてきた人が理事長から依頼されて監事となつた場合、理事会に対して厳正さを欠ける危険がある。今回の事を教訓に、学外者で文字通り理事会に対して相対的に独立して厳正に監事行為ができる人を選任する必要がある。

足羽問題は、常任理事会ならびに部次長会議において、森島常務から「その後について報告します」と約束されていたが、一切報告がないまま1年が推移して来た。文部科学省の指導を受けて2010年5月の理事会で「6月から支払を止める」と議決しておきながら、足羽家から抗議が表明されていないので、私は2011年2月に「支払いを続けている疑いがある」と指摘した。

2011年3月末の理事会において、長田理事長ならびに森島常務から「元慶祥高等学校理事長夫人に対する支払を本年3月で打ち切る」「丁寧に対応してほしいとの要望がありましたので、今まで時間がかかりました」「昨年6月以降の支払い分は違約金とします」「これ以上の支払いは行いません」との報告がなされた。

私の推測どおり文部科学省の指導の下、昨年の5月の理事会で決定したことを踏みにじて、今年の3月まで支払つていたのである。

「丁寧に対応してほしいとの要望がありましたので、今まで時間がかかりました」これは嘘である。昨年の5月の理事会決定に基づいて足羽家を訪ね「打ち切り」を伝え実施していたら、その時点で足羽家から関係者に抗議があるが、足羽家から「打ち切り」に対する遺憾表明がなされたのは、森島等が今年になって文部科学省から再度支払い停止の指導を受け足羽家を訪ねた2月以降の事である。

今年の2月になって森島常務は文部科学省に再度呼ばれた際に「昨年の支払い打ち切り決定が執行されていない理由として、打ち切りを決めた2010年5月の理事会ならびに評議員会において『丁寧に対応するように』との指摘がなされたこととかかわつて『違約金を支払つて終わりたい』」と報告をした。それに対して文部科学省から「支払が私学法の趣旨から間違いであるので、辞めなさいと指導しているのに、公的助成金を含む大学財政からの違約金の支払いは認められませぬ」「ただちに止めなさい」との再度の指導を受けた。その結果、彼は周辺の人間に対して「川本前理事長等関係者に違約金の負担をしてもらう」との相談をした。しかしそう

すると自分の「3000万円支払い問題の責任問題も浮上する」ことに気が付き、弁護士と相談し「昨年の6月以降に支払ってきた分を『違約金に相当する』と解釈し、それを相手側に通告する」ことにしたのである。

なお長田理事長は常任理事会の席上で「これは私も知らなかった」とさも川本前理事長の行為の結果、迷惑を受けているような被害者の言動を行った。これも嘘である。彼が2009年年末時点では「知らなかった」可能性は高い。しかし私が「これは間違いであり、止めるべきです」と進言しているにもかかわらず、森島の「なにも問題はありません」との話を受け入れ2010年3月の理事会において支払い継続決定を行ったのである。そして2010年5月に取りやめを決定をしながら、今年の3月まで支払を続けていたのである。真理を教える大学の教員が、責任逃れのわかりきった嘘についてはならない。

(11)「茨木問題」

一時金問題は川本氏のイニシアチブが強かった。当時の長田総長は川本氏の提案に一理あると考えると同時に、先に記したように「研究費を中心に再配分」という考えを提起した。彼は私に「当時、川本氏の権威があればできるだろうと思っていたが、そうはならなかった。それで川本氏は投げ出して私に押し付けた」と語っていた。

慰労金に関しては、彼は「川本氏の功績に対する褒賞である」と言うと同時に、自分が4000万円をもらうのは当然のこととして語っていた。だから川本氏のように寄付もしなかった。

彼は私に「いくら金があるのだ。500億円いや1000億円あるらしいやないか」「金をため込んでも仕方がない。おれは教職員のために使う」と言い出した。

私は「先生、今後、既存校舎の建て替え、そして立命館の最大の課題である教育・研究の質的強化のために膨大なお金が必要です。全学の貴重な積立金です。戦略的方向を明確にしたうえで計画的に使う必要があります」と説明していた。

ところが彼は「基本給の6.3%引き上げで、全学は喜んでいるやろ。私の決断や」と言い、積立金のばらまきなどで「人心掌握」を図ろうとした。

そのうちに衣笠キャンパスの狭隘克服のための山之内などの土地探しをしている時に、森島常務と志方部長が茨木の元サッポロビール工場跡地の購入を提起し、また一貫教育部が立命館中高の長岡京移転、総合企画部は慶祥高校の札幌市内移転を言い出すと、すべてに飛びつき「川本を超える理事長になる」と言い出した。

個人的な「名誉回復」の思い。ばらまきを巡って人がたなびいてくることに対する快感が、森島、志方等のもっともらしい提案に飛びついたのである。

そして茨木については「相手側からの10月末までに」という話にまんまと載せられて4月時点で「10月末までに決定する」と約束してしまっていたために、学内世論を無視して多数決で強引に購入を進めてしまった。

衣笠キャンパス狭隘克服なのか、立命館三分割なのか

衣笠キャンパスの狭隘克服は予てからの課題であり、私が総長理事長室室長をしていた当時から衣笠周辺はもとより広く京都市内に対象地となるところを探していた。今回、交換購入することになった京都工芸繊維大学の寮もそうである。2008年の秋に私は志方部長と一緒に京都工芸繊維大学の事務局長に会いにいったりもしていた。2009年度、私は総長理事長室長を降り、大阪初芝学園の副理事長に専念していたので直接にはかかわらなくなった。

2009年の秋のある日の打ち合わせの時、森島常務と志方部長の方から「山之内は無理になりましたが、かわりに茨木の元サッポロビール工場跡地がある。これはいい物件です」との紹介があった。当日その場には長田理事長、見上副理事長、川口総長、今村総合企画部長等が同席していた。正式な会議でもない打ち合わせの場所であり、かつ突然の事であったので、私も厳密な検討をしたわけではないが、以下のような意見を述べ「慎重にしたほうが良い」と言った。

——①立命館にとって大阪進出がいいのかどうか②大阪へ行くという判断をした場合でも、茨

木は中途半端だ。行くのなら現在、公募されている梅田の北ヤードとか移転が計画されている大阪府庁跡(旧制第三高等学校の元の校地)とか、要するに大阪の都心部へ行く必要がある。もう重厚長大産業の時代が終わったのだから大阪市内でもまとまった土地はいくらでもある。③大阪と言う場合、特定の学部だけが行くのか、それともすべての大学院の社会人対象としたキャンパスや産官学の研究センターの確保なのか、きちんと議論する必要がある。大学院や研究センターであれば茨木など一層中途半端だし、あれほどの面積は必要がない。それに学部とちがって大学院は借地や借屋でもいいのだから、中の島や梅田などの都心部のビルを借りればいい。いずれにしてもあわてず、慎重にしたほうがいい。――

その後、私はこの議論に関わっていなかった。ところが突然2010年7月の常任理事会に「茨木の元サッポロビール工場跡地の購入」が出された。それも「今後の立命館の発展のためには教学改革とキャンパスの拡充は車の両輪で不可避である」とあいまいなもので、山之内と茨木を天秤にかけ、茨木の方がいいという提案であった。山之内は衣笠キャンパス狭隘克服の対象地の一つであり、茨木はそれまで何の論議もしていなかった立命館大学を京都・滋賀・大阪に三分割するための対象地である。違う性質の物を一緒にして比較論議しようとしたから話は混乱した。

最初から「今後の立命館を考えた場合、三分割し大阪進出する」という提案であれば、それはそれとして議論になった。その場合は、そもそも三分割論そのものについて慎重な議論が出たであらうし、それでまとまった場合でも、次に茨木がいいのかという議論はできた。そして何よりも大阪キャンパスのコンセプトの明確が求められたと考えられる。

しかしいずれにしても根本的誤りは7月から全学議論を開始する以前の4月時点で、長田理事長、森島常務、志方部長でサッポロの本社を訪ね「10月末までに決定する」との密約していたのである。購入ありきで後から理屈を付けようとしたから無理に無理を重ねる結果になったのである。

なお「山之内」であるが、森島常務から常任理事会や部次長会議において「山之内はだめである」理由が主として二点述べられた。私は当時から批判したが、でたらめなものであった。

①「随意契約を申し入れたが断られた。したがって公募となるので立命館が購入できるとは限らない。茨木は民間同志の契約なので確実に購入できる。しかし競争相手が出てきたので急ぐ必要がある」②「山之内は解体工事などの時間を考えると2017年になるので遅すぎる。茨木は2015年から開講できる」と言うものであった。

地方自治体である京都市が市有地を売却するのに一般的に随意契約はあり得ない。同志社が元京都市の衛生研究所の跡地を購入した場合も、形式上は公募に応じた上で、企画案として「文系学部の利用計画」提出し、京都市から「最も優れた企画提案である」との理由で落札できたのである。

山之内も「大学などへの利用」が公募の第一理由に挙げられようとしていたのである。森島常務の主張は自治体について「無知」か「つぶすため」かの議論であった。「2017年」についても京都市側から「京都市が解体し、購入者がそれから建設工事する場合は2017年からの利用になるが、購入者が自分で解体し建設する場合は1年は短縮できる」との説明かなされている。それであれば、言われている茨木の2015年と1年しか変わらない。なお京都市は「大学の町 京都」を推進するために衛生研究所跡地ならびに山之内を大学などへの売却を構想していたし、現在も山之内についてそう考えている。これを「無いものとして」手も上げないというのは間違いである。「山之内」の購入であれば誰も反対しない。

なお森島常務は部次長会議などで何の根拠もなく「山之内は土壌汚染があるから駄目だ」と言ってみたり、常任理事会で「茨木は競争相手が出てきたので、急がなくてはならない」とのまことしやかな作り話をしていたが結局、競争相手など出てこなかった。「競争相手があった」と言うなら、それこそもう済んだことなのだから、明らかにする必要がある。そんなものはもともとなかった。あったのは茨木を「10月末までに購入決定を行う」と言うサッポロホールディングに対する密約であった。

そのような議論をしているうちに、私は、森島常務、志方部長の提案により、長田理事長が

決済し常務会にも諮らず2010年6月1日からのゼネコン4社(竹中工務店、鹿島建設、熊谷組、戸田建設)からの出向者を受け入れていることを発見した。

私は「このようなやり方は、立命館の建設情報の漏えい、4社による談合の危険があるから直ちに辞めるべきである」と提起した。私の危惧する指摘はその後、茨木問題そして立命館中高等学校の移転問題、衣笠キャンパスの耐震補強工事で如実に表れてきた。

衣笠キャンパスの耐震補強工事が常任理事会へ入札契約提案もないままに熊谷組と戸田建設によって行われ、後になって工事代金だけが常任理事会に諮られた。

まだ常任理事会に報告提案されていないために問題になっていないが、110億円を想定している立命館高校の長岡移転工事について、私は「関西の建設業界では『鹿島建設が落札した』との情報が広がっている」と指摘しているが、志方部長も森島常務も否定していない。いずれにしても110億円もの工事を財源も明らかにしないで、常任理事会にもかけず「入札」するなどと言うことは認められない。常任理事会に報告・提案する義務がある。

キャンパス問題の原則

ところで、もう一度キャンパス問題に就いて原則的に考える必要がある。私を含めて「茨木問題は慎重にすべきである」と言ってきた人の誰ひとりとして「三キャンパス論に原則反対」の人は誰もいなかった。問題は、何のために三キャンパスにするのかを明確にしないままに「土地ありきで購入する」ことは教育研究機関としての大学としては不適切であると指摘してきたのである。

そもそも出発点は衣笠キャンパスの狭隘克服であった。それであれば同志社が今出川キャンパスを軸に周辺に分散展開するように、衣笠を中心に京都市内の多分散化キャンパスで進めるのも一つの選択である。

京都、滋賀、大阪の三キャンパスにするという事は衣笠キャンパス狭隘克服とは全く別の事である。そもそも教学の統一性・効率性、多様な学生同士の学びという点で二拠点より一拠点の方が良い。そして三拠点が二拠点よりだめなことは明白である。それをあえて二拠点に、さらに三拠点にするには、その困難を上回る明快な合理的理由がある。

1970年代に立命館は広小路、衣笠の二拠点を衣笠一拠点にした。しかし現代科学技術に相応した理工学部、自立できる規模の理工学部にしようとする、当時の原則抑制の文教政策ならびに都市部での人口増を抑えるための国土法の存在、この二重の制限のために京都市内での拡充は出来なかった。その時に滋賀県と草津市から「土地と整備費を負担するので来てくれないか」との打診があったのでBKCを開設したのである。経済学部や経営学部の施設拡充についても同じであり当時は衣笠ではできなかったのである。

しかしその後、文教政策においても国土法においても、この制限は撤去された。したがって今日、かつて郊外に出て行かざるを得なかった多くの私学が都市部にユーターンしているのである。この時に立命館がわざわざ京都と大阪の間にある茨木と言う中途半端な場所に、何百億円もかけて既存学部の移転によって、学園運営にとって新たな矛盾を引き起こす三キャンパス化を展開する特段の理由は無い。

数年前であれば医学部を核に薬学部、生命科学部、スポーツ健康学部などを集合させた医学・健康の新キャンパスと言う構想はあり得た。しかし文部科学省の頑迷な態度のために、いまだに医学部は原則新設を認められないと言う方針が取られている。この間に立命館では薬学部、生命科学部、スポーツ健康学部をBKCに開設したので「医学・健康系のために第三キャンパス」という必要性は無くなった。

現在のところ21世紀を考えた明快なコンセプトによる第三キャンパス構想は出ていない。そうした構想が出されれば、その時に土地を探し購入すれば良かったのである。重厚長大型産業時代が終わり大阪市周辺にもいくらでも土地はある。

経営学部、政策科学部、人間系新学部構想

経営学部にとって茨木に移転すれば多少受験生は増えるかもしれないが、その場合には経済学部が減る可能性はある。ただし偏差値が上がるとは限らない。その程度のこのためにいまだに、貴重な全学の財産を何百億円も使う必要は無い。経営学部や経済学が施設が手狭にな

っていて拡充が必要であるなら、BKCの中で薬学部が拡充するように必要な施設を工夫して建設すればよいことであり、一から新施設を茨木に建設する必要などない。

政策科学部が茨木に移転しても衣笠の狭隘解消にはならない。たとえ政策科学部の新展開のために「購入した茨木を利用」する場合でも、現在の茨木の全面積は必要ではない。全くの部分的利用となるだろう。

人間系新学部構想

そこで数年前から設置が検討されてきた福祉系、心理系、教育系などの教学の共同による新しい領域の教学組織である人間系学部構想に対して茨木推進者たちは、「茨木で展開すべき」などと言ったりしている。

しかし福祉系は産業社会学部に設置されて以来、京都市を中心として実習先を確立してきており、それらの社会的関係を薄めてまで茨木に移転する必要はない。そのため長田理事長などは心理学科を独立学部として茨木に移転させるべきであるなどと言いだしている。しかし政策科学部+経営学部しか移転の可能性のない茨木に心理学部だけ切り離して移転してどうするのか学問的連携などできない。キャンパスコンセプトの合意もないままに膨大な土地を購入したため引き起こされている矛盾である。

したがっていずれにしても衣笠キャンパス狭隘克服ためには、同志社と同様に京都市内の適当なところを買い増し続けなければならないだろう。

しかし「もう買ってしまった」「土地は茨木にあるのだ、この利用計画を立てることだ」とのまことしやかな主張が行われている。

多くの人々が「拙速な購入決定」に反対しているのに「多数決」で購入した。だからといって、そこを使わなければならないということにはならない。必要がなければ売ればいいのである。土地があるからと言って投資効果が薄い経営学部などの移転ために何百億円も使い、キャンパス三分割の弊害に苦しむよりましである。

人間系新学部設置構想委員会などが構想の具体化を図ろうとすれば「衣笠にそのような土地はない。茨木を利用すべきだ」との説明がなされている。建ててまだ10年余りしか経っていない経営学部が「茨木に移転したい」と言えば「学部の意思を尊重したい」と言うぐらいなら、これから設置される「人間系学部の設置を京都市内で行いたい」と言えば、その要望に応えるべきである。「そのようなお金は無い」と言うなら、例えば政策科学部が単独でも茨木に移転するのなら、残る土地を売却しその資金で京都市内にしかるべき土地を購入すればよいことである。

茨木を使う場合、図書館、体育館、食堂はどうするのか。現在移転の意思を表明しているのは経営学部と政策科学部、それに公共政策などの研究科である。これだけであればせいぜい6000名規模である。その規模の図書館、体育館、食堂を立てるのか。森島常務は茨木市に対して、どこでも決まりもしていない「3学部12000名規模」と言っているが、それでは6000名規模の食堂などでは、たちまちのうちにあふれることになる。最初から12000名規模の体育館を作り、6000名規模のままであれば無駄になる。ようするにずさんなのである。

戦略的構想で一致しないままに「土地ありき」で強引に購入するからこうなるのである。私が行っているように一旦凍結し、冷却期間を設け、それから落ち着いて議論し直せばよい。その結果21世紀に耐えられるような構想が出れば活用すればよいし、そういう構想が出なければ売却すればよいのである。そんなことよりもっと熱心に人間系学部構想に耐えられる校地を確保することである。

ところでアメリカンフットボールなどのクラブ活動はどうするのか。経営学部には多数のスポーツ系クラブ員が在籍している。そしてBKCにアメリカンフットボールやラグビーの専用練習場がある。経営学部を茨木に移転した場合、彼等を毎日、BKCに運ぶのか、それとも茨木キャンパス周辺に新たに土地を購入したり借りたりしてアメリカンフットボールやラグビーの練習場を確保すると言うのか。

「山之内」の確保について

答えの一つは明白である。再度「山之内」を全力挙げて購入の手立てをとることである。

現在の時点で二三の大学が事前打診をしているが、京都市としては「大学の町 京都」の目玉となるような大学施設を期待しており「色よい返事」をしていない。立命館として森島常務を解任し、この間の森島常務などの京都市に対する非礼な態度を謝罪し、改めて京都市と相談の上、公開公募に対して都市型キャンパスとしての斬新な利用計画を提出すれば、高い確率で入札は可能であろう。

慶祥中高等学校の改革について

ところで総合企画部を中心に慶祥中高等学校の「志願者の数と質の後退」の対策として「札幌市内の適切な場所への移転」などの検討ということが主張されている。移転しようと思えば校地の確保、校舎建設で150—200億円からかかるであろう。開校してからまだ10数年しかたっていない学校が「志願者の数と質の後退」を理由に移転などすれば、「立命館はムダ金を使うしか能がないのか」と笑いものになるだけである。

私の意見は、例えば「質向上5—6年計画」を立て、その期間①入学受け入れ者数の一定の削減、②サッポロの東西南北の入学水準以上ものに大幅な奨学金を用意する③全入学者に対する学費の減額も検討する④専任教員比率を引き上げる。その際に実力のある教員を多少給与を上げてでも採用する。以上のためにたとえば最大限年間10億円程度を使っても五年間で50億円である。これで質量ともに向上させ暫時、入学者数の引き上げなどで財政均衡の措置を取っていく。この方が150 - 200億円使って札幌市内に移転するよりよほど効果がある。これは一つの案である、いずれにし教育効果を上げるためにはどうすればよいのかと言うことを外部の識者の意見も取り入れてまじめに公開的に議論すれば答えは出てくる。森島常務、今村部長、志方部長のように何でも建物と場所に解消するような人間に、教育機関の企画・改革部門を担当させてはならない。

なお「もう購入した事だ」からと言って、購入を巡って明らかになった問題点をあいまいにしてよいということにならない。長田理事長、森島常務等は改めて以下の問題に答えなければならない。

明らかになった疑惑に答える義務がある

①森島常務は何故土地購入で前面にでるのか

そもそも土地の購入は、財務担当常務理事の担当職務である。しかしこの間、茨木購入、山之内問題、そして長岡など、ことごとく総務担当常務理事の森島常務が前面に出ている。これ自体が異常であり止めるべきである。しかも森島常務、志方部長によって持ち込まれた話は以下の如くことごとく次々と疑問を生んできた。

②事前約束

2010年4月時点で長田理事長、森島常務、志方部長の3名がサッポロビール本社を訪ね、「7月までに購入決定をしてほしい」と言われ、「学内手続きのこともあるので10月末までに購入決定をおこなう」との約束をしていたにもかかわらず、7月開始、9月末期限で全学討議させた。なんのための議論であったのか。全学構成員を愚弄したこうした議論の仕方に明快な説明が求められる。

③価格の吊り上げ

2010年2月当時、森島常務から口頭で「茨木の購入予定価格は160億円」と説明していたが、11月10日の常任理事会ならびに12日の理事会では「190億円で購入」と提案され議決された。160億円が190億円になった理由はなにか。

④土壌汚染

対象地域は大規模な土壌汚染地域であったが、提案者はひた隠しにしていた。私が現地調査とサッポロビールのホームページから土壌汚染があったことを見つけ指摘しても「すでに措置済みであり問題はない」としてきた。サッポロビールの言う「汚染除去」は建設工事、解体工事、土壌整備を行った大成建設によるものであり、「土壌汚染法」に基づく調査ではない「自主調査」であった。学生、教職員の安全を第一に考えなければならない大学が、なぜ事実を報告しなかったか、なぜサッポロホールディングに土壌汚染法に基づく調査を求めなかったのかを明らかにする義務がある。今後、実際に校舎などを建設する場合は改めて「土壌汚染法」に

基づく調査をしなければならないが、どうするのか。

⑥三者密約と監事の責任

今回の論議過程で、関西の建設業界の間で「サッポロビールの土地を立命館が購入し、竹中工務店がその工事を請け負うとの3者の密約文書が存在している」との情報が表面化した。そこで私は久岡康成常勤監事等にたいして、サッポロビールを訪ねて調査する必要があることを申し入れたが、彼は調査するどころか、11月10日の常任理事会が購入の賛否で激論している最中において「監事の立場から言っても、土地の購入決定には賛成である」との発言を行った。これは監事失格の行為である。久岡氏の更迭は不可避であるがどうするのか。

⑦茨木市による支援

森島常務は当初、茨木市によって130億円の支援が行われると言ったが、茨木市議会において市長は「そのような約束はしていない」と答弁している。真偽のほどはどうか。

⑧建山教授と利益相反

総合企画室長の建山和由教授は茨木市の都市計画審議会の審議員となっている。もしも森島常務が言うように立命館の茨木進出に対して茨木市が支援するなら、建山教授は便宜を払う方と便宜を受ける方の両方を兼ねることになる。これは明確な利益相反である。森島常務の言うことが本当なら、建山教授はいずれかを辞任しなければならないがどうするのか。

⑨怪しげな話

立命館中・高等学校の長岡京移転を巡って関西の業界では「鹿島建設が請け負った」との情報が流れているが真実はどうなっているのか。茨木市のサッポロビール工場跡地購入と同様に、常任理事会にも諮らず勝手に入札を約束しているのか。違うなら違うと釈明すべきである。

また立命館中・高等学校の長岡移転に関して「既に購入した土地面積だけで足りる」との答弁が行われてきたが、本当なのか。今後追加購入の提案は行わないのか。

立命館小学校では立命館中学校との提携のために「五年生、六年生は長岡への移転する」の話が出ているが本当なのか、あり得ないなら「無い」と言うべきである。

森島常務は深草キャンパスは龍谷大学に購入してもらおうと説明していたが、どうなっているのか。

(12)総長選挙と人事

この茨木問題と並行して総長選挙が実施された。茨木問題について川口総長は2010年の夏期休暇前までは「全学の議論を尊重する」の言動を取っていたが、夏休休暇後、積極的推進の立場を鮮明にした。

総長選挙の結果に謙虚であるべきである

総長選挙の結果、川口総長は学園全体でも53%の得票率、立命館大学だけでは過半数を獲得できなかったと推察される。これは戦後立命館で公選制の総長選挙が実施されてはじめての異常事態であった。ここには明らかに茨木問題に対する川口総長の言動に対する批判が寄せられていたことが読み取れる。私は総長選挙についてはコミットすべきでない判断し見解を述べなかった。しかし「どなたが総長になられても、ここまで学園を二分させてしまった茨木問題に就いては、一旦凍結し冷却期間を設けてから再度検討したほうが良い」との見解を述べた。

地方自治体の開発計画でも、それが重大争点となる知事選挙などで「僅差で勝利」した場合は、慎重にされるものであるが、「一票差でも勝利は勝利だ」と実施される場合もある。しかし自治体の開発計画と違って、大学の移転は教学を伴うものである。したがって教学プラン抜きの移転はあり得ない。ましてや今回のように3キャンパス化に伴う正課・課外の仕組みを作ろうとすれば、教職員の同意に基づく創意あふれる業務遂行がなければ効果的な実施はできない。このような課題を過半数の教員・学生を抱えている5学部の教授会の三度にわたる「拙速な購入決定反対」決議を無視して、学外理事も含めて過半数で強行したことは間違いである。

国政ならびに地方政治において主権者は国民である。政治家は選挙結果にたいして厳粛に受け止めなければならない。同じく立命館において全教職員・学生・生徒が参加した総長選挙の結果を新総長は厳粛に受け止めなければならない。

学園全体でも53%、大学だけでは過半数を獲得できなかったと推察される川口総長は選挙結果に対して謙虚にふるまうべきであった。しかし残念ながら川口新総長は態度を改めるどころか11月10日の常任理事会において、「元サッポロビール茨木工場跡地購入問題について」を長田理事長になり替わって「総長の責任で、理事会に諮る」ことを提案した。

不可思議な人事

ところで今年(2011年)2月になって人事に関して不可思議なこと、また異常なことが発生した。

任期途中の見上崇洋副理事長と上田寛筆頭副総長が突然解任され、見上副理事長の後任に元文学部長の服部健二氏が、上田副総長の後任には見上氏が任命された。その後上田氏は総長特別補佐に任命された。

見上氏も上田氏も長田理事長、川口総長を丁寧に支え、何ら問題は無かった。そして両名は法律家らしく長田理事長、川口総長の「見解」を手堅く文章にまとめたり、組合などの説明の矢面に立っていた、その両名を何らの理由も示すことなく任期途中で解任したのである。

しかも「3月末理事会決定で4月1日付就任の人事予定」をまだ理事会で決定していないのに総長・理事長報告で行い3月上旬のスプリングレビューの参加者名簿において4月からの肩書で紹介するなど、全く恣意的で組織原則無視の人事ならびに法人運営を行っている。

総務担当常務理事による職員人事権掌握の企て

また総務部から提案された寄付行為変更案において、その細則の別表「教員・職員の任命権者一覧」で、職員部長の任命権者を理事長から総務担当常務理事にするなど、およそ法人運営の組織原則を無視した提案がなされた。通常、職員の最高ポストである部長の人事は、理事長が副理事長や専務理事、総務担当常務などの意見を聞き任命するものである。それをことあるうちに総務担当常務理事にするなどは組織原則を破壊するものである。このような提案がまともな審議もなく、多くの人が気づかない膨大な提案文書の片隅に記して、こっそりと通そうとしたのである。後になって気がついて意見を述べても「○日の常任理事会で通っていますよ、貴方はその時に意見を述べられませんでしたね」とするのが森島常務の常套手段である。

しかし今回の場合「寄付行為細則別表」という言葉が出た段階で「森島常務は何か企んでいるのだろう」と見透かされ、該当箇所を探した複数の人が上記の問題を見つけ意見を述べた結果、理事会に対する提案に当たっては、このクーデター的変更は理由も示さず放棄され「職員部長の任命は理事長が行う」ことになった。

評議員として異議を唱えた職員にたいする不利益行為

なお茨木を購入決定した2010年11月12日の理事会に先立って行われた評議員会において、複数の職員評議員が「購入に反対」の態度を示した。これに対して長田理事長は「職員の評議員が反対したことは許せない。外せ」と暴言を吐いている。理事会の諮問機関であり理事会に対して物を言うことを任務としている評議員に対して、この言動は許されるものではない。しかも「一度に実行すれば、とやかく問題になるので分けてやれ」とまで言っている。そして事実4月1日付の人事異動において「長田発言」に呼応する措置が取られた。これから実施される2011年度評議員選挙、次の人事異動において暴挙は許されない。

(13)全学合意と理事会構成について

今回の茨木のサッポロビール工場跡地購入を巡って起こった重大な事態は5学部の教授会が3度にわたって「拙速な購入決定には反対」と表明して居るにもかかわらず、外部理事も参加された理事会において多数決で購入が決定されたことである。教学優先、学内優先、全学合意と言う戦後の立命館が打ち立ててきた学園運営の原則が乱暴に踏みにじられた。

その理由として「ここまで大きくなった立命館において全学合意などあり得ない。指導部が、将来のことを考え、たとえ反対があっても後の実践で克服できると判断した場合は多数決で決定せざるを得ないのだ」とする主張が展開された。戦後長きにわたって確立してきた学園運営原則をこのように大変更することは、どこでも確認されていないにもかかわらず、さも当然のこのように声高に叫ばれ、今後もそのように進めるとの意思表示がされている。

長田理事長や川口総長の「共同アピール」で言われた「満空の反省」とか「参加・参画」の

言葉、そして「川本時代は独裁であったが、私たちは民主的に行う」との彼らの主張は、全くその場限りの保身のためのデマゴグであったことが明らかになった。

教学優先・・衣笠やBKCの周辺において適当な土地があるとき、その利用計画が定まっていなくても理事会の判断で購入すればよい。あとから「クラブ活動のために使う」「研究施設として使用する」と決めることがあることは誰しもが納得し実施されていることである。

しかし学園を三分割するというような全学の教職員・学生の教学・課外活動の在り方全般に関わる問題を、なんの戦略的プランもないままに、190億円も投入して土地を購入するなどは、教育組織である大学が行う事ではない。

学内優先・・教育・研究を担っているのは現職の教職員ならびに学生・院生である。その学内でまとまっている事を学外理事が理解を示し、その推進に協力したり、もしくは広い社会的視野から危惧と改善策を提起することはあっても、学内が2分裂している問題を学外理事の数も頼んで多数決で決めるなどをすれば教学組織としての大学は成り立たなくなる。

全学合意・・「これだけ大きくなったら全学合意などあり得ない・・」そのような主張をしている人にお聞きしたい。「それは何時からのことか」「どの規模からのことなのか」。答えられないであろう。抽象的な議論で言えば「1000名でも全員一致はありえない」。

そうではない。教育研究機関である大学においては、構成員の自発的意思の統一抜きに教育・研究の効果的推進は難しいことは自明の理である。立命館においては、教育・研究に責任を負う教授会における多数(全員一致ではない)の意思を代表して、学部長理事が常任理事会において論議し全学合意で進めてきたのである。学生・院生、そして教職員の半分を構成している5学部が「拙速購入決定には反対する」と表明しているにもかかわらず、多数決決定しても建設的なことにならないことは明瞭である。

理事会構成について

ところで多数決決定した理事会はどのように構成されているのであろうか。

中川小十郎が創立した立命館では永きにわたって理事会は中川氏の選任による親族・京大関係者・卒業生(校友)で占められ「中川総長の独裁専断」の体制であった。戦後、立命館の再生を図るために末川博氏を学長に迎えた時、末川氏は理事の一人であった。そのため学園構成員の意思が的確に理事会運営に反映されなかった。そんなこともあり末川氏の意向を踏まえた改革も進まなかったので1948年12月末川氏は「任に堪えず」と辞任され、総長選挙が実施され返り咲いたことは承知の事実である。

1949年の寄付行為改正で「理事の内5名は専任教員たる者でなければならない」とされ1950年4月、私立学校の自主性と公共性を高めるために私立学校法が施行されたのを受け1951年の寄付行為改正で「この法人の設置する大学の学部長4人」「この法人の設置する高等学校校長及び中学校校長のうちから1人」の理事が選任されることになった。ここに初めて学部長・校長理事制度が施行されることになった。

ところが1954年9月の理事会に突然「本学園の敷地建物は狭隘を極め、とくに広小路学舎は拡充の余地殆どなく・・」「新校地を別に求めて雄大な構想の下に新学舎を建設すべき・・」とされ、右京区西院の農地10万坪の購入が対象とされた。この理事会の計画には、当初から学部長理事や大学協議員を中心に慎重・反対論があった。「『拡張』により当面緊急に必要となっている「拡充計画」が後退する。キャンパスの分離は教学上問題がある・・」との危惧や異見があった。

そこで理事会の下に学内者多数による委員会が設けられ「理事会の従来諸決定に拘束されることなく、全く白紙の立場で教学と経営の両面から、内外諸般の実状を十分に調査研究し、学園の将来の発展ために、最も堅実かつ妥当な構想をつくりあげる」ことを申し合わせし、5カ月間に20数回の会合を重ねるとともに「学部代表者会議を開き、さらに各課代表者、教職員組合、学生代表などとの懇談会を開く」などして1956年3月に報告書をまとめ上げ、西院への移転計画は取りやめられたのである。

この意義は第一に、拡充計画を教学に責任を負う教職員を中心に学内優先の全学論議にゆだねられる最初の試みとなったこと。第二に「理事会案を再考の余地あるものとして事実上保留

ないし否定したことである。しかし、この「再考の余地」は単純な保留・否定ではなく、全学の力を結集した論議により1960年代の立命館の新しい構想構築、すなわち長期計画作成の出発点となった。そして経営学部ならびに産業社会学部の設置、衣笠一拠点化へと進んだのである。第三に、この議論を通じて学生代表や組合代表が参加した全学協議会が実質化した。第四に、後に常任理事会として制度化する「学部長理事を中とした学内理事会」が確立したことである。

1960年代半ばにおいては、学内理事会の構成は総長、教学担当(後の副総長)、財務・総務担当(専務)、学生担当それに六人の学部長(法、文、産社、経済、経営、理工)と付属の中高の校長から1名の合計11名であった。この学内理事会が中心となって1960年代以降の立命館の改革を押し進めてきたことは異論の余地のないところである。

しかし1960年代半ばからの部落解放同盟からの大学への攻撃、1960年代後半から1970年代前半にかけての大学紛争を経て、「教授会自治」の弱点・限界も明瞭になった。さらに1979年全学協議会以降の学園の飛躍的発展の中で学部長理事以外にそれぞれの分野を担当する常務理事や副総長の拡充強化の必要性が生まれ、総長ならびに理事長任命の常務理事や副総長が増えてきた。またAPU創設とも関わって任命制の学長ならびに学部長等が発足した。こうして今日では常任理事会においても選挙で選ばれた学部長理事に近い数の任命制の理事が形成されることになった。

選挙で選ばれた学部長理事は選ばれた学部教授会の意思に責任を負う。しかし任命制の理事は基本的に自分を任命した総長や理事長の意向を尊重することになる。今回の茨木購入問題はこの問題が如実にでた。立命館大学全体の教員・学生の過半数を超える5学部教授会が反対しているから、例え「将来を考えれば、それが正しい判断だ」と思っても、それを強行することによって起こる不団結を考えれば、一旦取りやめるべきなのが大学である。

先に記した1955年の西院移転計画も、今から考えれば、政策論として必ずしも「絶対に間違った政策」とは言えないと考えられる。しかし全学の合意が取れなかったために取りやめられた。同時にそれが契機となった全学論議が進められ、その力が1960年代、1970年代へ向かっての立命館の改革の力になったのである。

しかし今回は2010年7月に全学論議を開始する前の4月に、長田理事長が相手側に「10月末までに購入を決定」を約束していたために、長田理事長等は強行した。そのため任命制理事は反対できなかった。

学外理事はどうであったろう。常識的に言えば学外理事の中に賛成の人・反対の人がおられて当然である。しかし大学と言うことを考えれば「長田さん、これだけの学部が反対しておられるのだから、ここは一旦止めておかれた方がいい」と言われるべきであった。しかしそうはならなかった。足羽問題と一緒にあった。理事長などが提起する問題を賛成することが任務であるとわきまえておられた。

教学に実際に責任を負うのは学内関係者である。その学内で二分している問題を学外理事の数に頼んだ多数決決定のやり方は間違いであり、学内優先、教学優先の原則が大切なのである。

今回の問題を通じて、日本の私立学校はいったい誰の物なのか、私立学校法の問題点はなにか、立命館の到達点を踏まえた理事会、監事の在り方はどうすればよいのかという問題に突き当たった。私はこの間の経緯を踏まえて本格的検討を開始すべきであると思っており出版予定の本の中でも展開するつもりである。

(13)今後のいくつかの問題

すでに総長選挙の時に私は「ここまでこじれ、学内の不団結が生じてしまった今となつては、どなたが総長になられようと、茨木問題は一旦凍結し、一時金、慰労金、評議員選挙など積年の課題となっている問題の解決に努め、学内融和を実現しなければならない」と提起した。

ところがその後、茨木購入が強行され一層亀裂と不団結を拡大した。改めて学園の正常化が求められている。すでに述べてきたことであるが最低以下の措置が取られる必要がある。

学園の正常化による団結回復が第一義的課題

①一時金問題は、定年退職した人を含め、3年分の差額を全教職員に支払い労使の間で円満解決を図ること。

②茨木は一旦凍結し、冷却期間を置いた上で、再度論議し直し、21世紀に耐えられる明確な教学的ビジョンが構築されるなら活用し、そうでなければ売却もしくは部分利用にとどめる。再度、山之内の獲得のために知恵と力を尽くすこと。

③この間、学園に混乱だけを引き起こしてきた森島総務担当常務理事を処分・解任したうえで、長田理事長は辞任すること。

④立命館の総長の任期は4年であるが1969年の総長選挙規定改定時に一度の再選は認められる措置が取られた。しかし細野武男、天野和夫、谷岡武雄の3氏は2期目の折り返し点である2年目に退任された。川本理事長と共にBKC展開、APU創設事業進めた大南総長が初めて2期8年を務められた。この回の選挙において全学でわずか53%の支持しか得られなかった川口氏は、選挙結果も踏まえ謙虚に2期目の折り返し点で降りるべきである。そして最大の課題は茨木問題は冷却期間をもうけるために凍結し、一時金カットや退任慰労金、評議員選挙問題などの積年の課題を解決し、学園の正常化を図って降りるべきである。

学外理事ならびに川本顧問へ

現在、学内では、茨木購入に賛成した人も反対した人も、長田理事長ならびに森島常務の、常軌を逸した振る舞いを見るにつけ異口同音に多くの人々が「長田理事長は森島を解任した上で下りるべきだ」との声が高まっており、複数の役員有力者から長田理事長に対して「退任勧告」がなされている。

にもかかわらず退陣しない長田理事長は「学外理事が私を支持しているので、辞めさせられない」と語っている。それどころか彼は「もう一期やる」と言い出している。これは異常なことである。

学外理事の皆さんにお願いしたい。母校立命館の憂うべき実態を考え、長田理事長に退任を迫っていただきたい。

また長田理事長、森島常務を後継者として指名した川本顧問は、その責任において長田理事長に対して「森島を解任し、君も理事長を辞任すべき」と説得する義務がある。それを実現したうえで顧問を退任されるべきである。

最後に

一刻の猶予も許されない。しかもはや改革を急ぐことではない。まず一時金問題の解決をはじめ学園の正常化に努め、構成員の団結を取り戻すことである。そのためにはこの間の不団結を生んだ長田理事長の辞任、森島常務の解任しかない。長田理事長も森島常務も、理事長ならびに総務担当常務理事に就任して以来学園に混乱を引き起こしただけである。そしてこの期間に立命館大学の社会的評価は明確に後退した。

混乱の引き金は、川本前理事長であったとしても、川本氏を「裏切り」彼を解任した後も、一時金、慰労金問題を正しく解決するどころか、自らへの責任追及を逃れるために姑息な手立てを取ったために余計に混乱を拡大させ長引かせてしまった。その上「失地回復」の思いもあって、よく検討もせずに茨木購入を強引に進めたために、取り返しのつかない不団結を作り出した。

「彼らを降ろしても一緒だ、誰がいるのか」という人がいる。特別な人などいないし、必要も無い。しかしこれだけの混乱を引き起こし、立命館の社会的評価を急速に落としたのであるから当事者は責任をとって辞めるしかない。

間違ったこと行い混乱をさせるのなら何もしない方が良いのである。今の立命館に求められていることは「改革を急ぐ」ことより、混乱者を辞めさせ、正常化をはかり団結を回復することである。

以上の文書は事実に基づいて書いた。もちろん6年に及ぶことであり、月日などで記憶違いがあるかも知れない。いずれにしても忌憚りの無い意見、そして批判は大いにやっていただきたい

い。政策的判断の違いはあって当然である。問題はいかにして学園構成員の団結を取り戻すかである。

なお私は、今の時点で書く必要のないことは書いていない。それは冒頭にも書いたように今回の文章を皮切りに、この間の立命館の事態を教訓化し本格的に私立大学の在り方にとも関わった、より詳細かつ原理原則に立ち返った単行本を出版する予定にしているのでそちらで書くことを予告しておきたい。以上。

この文書を含め、鈴木元への連絡はEメール shagime@mtf.biglobe.ne.jp をお願いします。